

『北海道食の安全・安心条例』の点検・検証について(答申)(11/20)の付帯意見の計画案への反映

第2回北海道食の安全・安心委員会(11/20)にいただいた「北海道食の安全・安心条例の点検・検証について」の答申の付帯意見を次のとおり第5次北海道食育推進計画(案)に反映

	『北海道食の安全・安心条例』の点検・検証について(答申)(11/20)の付帯意見	第5次北海道食育推進計画(案)の主な反映箇所
1	国際情勢の変化や多発する自然災害などにより食料調達のリスクが高まるなど、食をめぐる情勢が変化していることなども踏まえて、道民及び生産者等が食の安全・安心に関し一層理解を深められるよう配慮すること	＜第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)に反映＞
2	社会の環境意識の高まりを踏まえて、食の生産から消費に至る各段階で環境負荷の低減に配慮すること	・食品ロスの削減や環境教育の推進など、食と環境の関係を考え行動する力の習得のための推進施策を規定 (第4章の2の(1)(食と環境の関係を考え行動する力の習得))
3	堆肥や下水汚泥など国内の有機質資源を活用した生産を図る際には、安全性や環境リスクに配慮すること	＜第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)に反映＞
4	食育はあらゆる世代に必要であり、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることから、取組の充実を図ること	・全世代に対する食育を推進するとともに、「子ども及び子育て世代の食育の推進」を重点的に推進 (第3章の1(推進の考え方))